

福岡県公報

令和八年六月三十日
第七百七号
増刊 ①

目次

条 例 (第三十三号―第四十三号)

○福岡県職員等の旅費に関する条例及び福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	二
○福岡県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	三
○地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	(税務課)	八
○福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	(子育て支援課)	八
○福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	(子育て支援課)	九
○福岡県一時保護委託者の登録等の基準に関する条例	(こども福祉課)	一〇
○福岡県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例	(農山漁村振興課)	一四
○福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例	(建築都市総務課)	一四
○福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	(建築指導課)	一四
○福岡県立学校授業料等徴収条例及び福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例の一部を改正する条例	(教育庁財務課)	一四
○福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部警務課)	一五

公布された条例のあらまし

◇福岡県職員等の旅費に関する条例及び福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令の制定により、国家公務員等に適用される宿泊費基準額が見直されたことに鑑み、本県職員等に適用する宿泊費基準額について所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。

二 この条例の施行に必要な措置を設けることとした。

◇福岡県税条例の一部を改正する条例

1 地方税法等の一部を改正する法律の制定に伴い、個人県民税における住宅借入金等特別税額控除の延長及び不動産取得税における特例措置の見直しを行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、一部の規定を除き、令和九年一月一日から施行することとした。

二 この条例の施行に必要な措置を設けることとした。

◇地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

1 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令の制定に伴い、事業税及び不動産取得税の不均一の課税を行うことについて、その適用期限の延長を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の制定に伴い、保育所の職員配置の基準を改めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則等の一部を改正する命令等の制定に伴い、幼保連携型認定こども園の学級編制の基準を改めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。

二 この条例の施行に必要な措置を設けることとした。

◇福岡県一時保護委託者の登録等の基準に関する条例

1 児童福祉法等の一部を改正する法律の制定により、一時保護委託者の登録等の基準について条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めることとした。

2 この条例は、令和八年十月一日から施行することとした。

◇福岡県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

1 筑後川中流施設機能保全事業の実施に要した経費の一部について、受益者から負担金を徴収することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

1 災害時における被災者の負担の軽減を図るため、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等について、減免の規定を設けることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

1 建築基準法施行令の一部を改正する政令の制定により、建築物の防火区画に係る内装の制限が緩和されたことに鑑み、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県立学校授業料等徴収条例及び福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例の一部を改正する条例

1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 国の措置に鑑み、本県警察職員の特殊勤務手当の額の改定を行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。

二 この条例の施行に関し必要な措置を設けることとした。

三 関係条例の一部を改正することとした。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

1 福岡県職員等の旅費に関する条例及び福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

2 福岡県税条例の一部を改正する条例

3 地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

4 福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

5 福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

6 福岡県一時保護委託者の登録等の基準に関する条例

7 福岡県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

8 福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

9 福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

10 福岡県立学校授業料等徴収条例及び福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例の一部を改正する条例

11 福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

令和八年六月三十日

福岡県条例第三十三号

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県職員等の旅費に関する条例及び福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

（福岡県職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第一条 福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「別表に掲げる額」を「国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）に定める国家公務員の宿泊費の額を勘案して規則で定める額」に改め、「及び同表」を削る。

別表を削る。

（福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

第二条 福岡県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三第二号の表中

旅費条例の適用を受ける職員の例により算定した額。ただし、旅費条例第十七条及び第十七条の二に規定する宿泊費基準額については、三の表知事 副知事の欄のとおりとする。

旅費条例の適用を受ける職員の例により算定した額。ただし、旅費条例第十七条及び第十七条の二に規定する宿泊費基準額については、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）に定める国家公務員の宿泊費の額を勘案して規則で定める額とする。

を

に改め、同表備考中「（三の

表において同じ。）」を削る。

別表第三第三号を削り、第四号を第三号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の福岡県職員等の旅費に関する条例及び第二条の規定による改正後の福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

福岡県条例第三十四号

福岡県税条例の一部を改正する条例

福岡県税条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第二十条の二十二の二第一項中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）」を「同法」に改め、同条第六項中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律」の下に「（昭和三十年法律第三十七号）」を加える。

第二十条の二十四第二項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

第二十条の三十第一項中「限る。」の下に「（次に掲げる住宅（当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が第一号イからホまでに掲げる区域外又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化調整区域（第二号において「市街化調整区域」という。）のうち第二号イ若しくはロに掲げる区域外にあつた場合における当該住宅を除く。第二十条の三十二第一項において「特定区域内住宅」という。）の新築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。）を除く。）を加え、同項に次の各号を加える。

一 次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部が次に掲げる区内にある場合における当該住宅を含むものとし、所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の二親等以内の親族が居住の用に供し、又は供していた住宅でその居住の用に供し、又は供していた期間として施行令で定める期間が五年以上であるもの）のうち施行令で定めるものの建替えにより新築された住宅を除く。）

イ 建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域で施行規則で定めるもの

ロ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止

区域

ハ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）

（第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域

ニ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域

ホ 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項

の浸水被害防止区域

二 市街化調整区域のうち次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部がイに掲げ

る区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、建替えにより新築された住宅及び農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する住宅を除く。）

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第七条第一項の土砂災害警戒区域

ロ 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十五条第一項第四号に規定する浸水想定区域で施行規則で定めるもの

第二十条の三十八項中「第百十八条の二十五の三第三項」を第百十八条の二十五の二第三項に、「適用される」を「適用する」に改め、同条第九項第一号中「第九十一条第四項」を「第九十一条第三項」に改め、同項第二号中「第百十一条」を「第百十一条第三項」に改める。

第二十条の三十二第一項中「住宅（」の下に「特定区域内住宅を除くものとし、」を加える。

付則第四条の三中「から令和九年度まで」を「以後」に、「第四条第五項第三号」を「第四条第九項第三号」に、「及び同項第四号」を「同項第四号」に、「一般用医薬品を」を「一般用医薬品及び同法第二条第十七項第三号に掲げる医薬品を」に改め、「支払った場合」の下に「（同条第一項各号に掲げる特定一般用医薬品等購入費の区分に応じ当該各号に定める期間内に支払った場合に限る。）」を加える。

付則第五条の三第一項中「令和二十年度」を「令和二十五年」に、「平成二十一年から令和七年まで」を「平成二十一年から令和十二年まで」に改め、同項第一号中「第五項まで若しくは第十項から第二十一項まで」を「第十八項まで」に改め、「（平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）」を削り、同条第三項中「同条第十六項」を「同条第十二項」に改める。

付則第五条の四中「又は付則第十二条の二の二第一項」を「付則第十二条の二の二第一項、付則第十二条の二の九第一項又は付則第十二条の三第一項」に改める。

付則第五条の五中「令和二十年度」を「令和三十年」に改める。

付則第八条第七項中「認定事業の」を「認定事業（その事業区域の全部又は一部が同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内にあるものにあつては、

施行令で定める要件を満たすものに限る。）の」に、「令和五年四月一日」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行の日」に改め、同項ただし書中「同法」を「都市再生特別措置法」に改め、同条第八項中「の新築を」を「（第二十条の三十一項に規定する特定区域内住宅を除く。）の新築を令和十一年四月一日から」に改め、「まで」の下に「の間」を、「当該取得が」の下に「令和十一年四月一日から」を加え、同条第十四項中「同条第十三項」を「同条第十七項」に改め、同条第十六項中「第十二条の七」を「第十三条の六」に、「第十二条の二の二第一項」を「第十三条第一項」に改める。

付則第十条の二の二第一項中「付則第十二条の二の六及び」を「付則第十二条の二の七及び」に、「付則第十二条の二の七第一項」を「付則第十二条の二の八第一項」に、「付則第十二条の二の六第三項」を「付則第十二条の二の七第三項」に改め、同条を付則第十条の二の三とし、付則第十条の二の次に次の一条を加える。

（非課税口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例）

第十条の二の二 知事は、租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座（以下この項及び付則第十二条の二の六第一項において「非課税口座」という。）及び同法第三十七条の十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座（以下この項及び付則第十二条の二の六第一項において「特定課税未成年者口座」という。）を開設する個人の同法第三十七条の十四第四項第一号に規定する基準年（付則第十二条の二の六第一項において「基準年」という。）の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同法第三十七条の十四第六項に規定する契約不履行等事由（以下この項及び付則第十二条の二の六第一項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等（同法第九条の八第一項第三号に掲げる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等をいう。）について同法第九条の八第二項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第二十条第一項第六号及び第二十条の十三の十五の規定の適用については、第二十条第一項第六号及び第二十条の十三の十五中「

受けるべき日」とあるのは、「受けるべき日の属する年の一月一日」とする。

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、施行令で定めるところによる。

付則第十一条の二第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第九条第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法第五十六条第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

付則第十二条の二の二第二項及び付則第十二条の二三第二項中「付則第十二条の二の六」を「付則第十二条の二の七」に改める。

付則第十二条の二の七を付則第十二条の二の八とし、同条の次に次の二条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第十二条の二の九 知事は、当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合においては、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第二十条の三及び第二十条の五の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第二号の規定により読み替えて適用される第二十条の四の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。

この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二十条の四の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第十二条の二の九第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

二 第二十条の五の二から第二十条の五の四まで、付則第五条、付則第五条の三第一項及び付則第五条の四第一項の規定の適用については、第二十条の五の二中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十二条の二の九第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第二十条の五の三中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第十二条の二の九第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第二十条の五の四、付則第五条及び付則第五条の三第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十二条の二の九第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第二十条の五の三後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十二条の二の九第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第五条各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び付則第十二条の二の九第一項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、施行令で定めるところによる。

（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）

第十二条の二の十 県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第二十条の七の三の規定による申告書を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）において、その後

の年度分の県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、前条第一項後段の規定にかかわらず、施行令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額とは、同項に規定する県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡をしたことにより生じた損失の金額として施行令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る前条第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として施行令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第一項の規定の適用がある場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「計算した金額（とあるのは、」計算した金額（次条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

4 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行令で定めるところによる。

付則第十二条の二の六第三項中「附則第三十五条の三の三第三項各号」を「附則第三十五条の三の四第三項各号」に改め、同条第四項中「附則第三十五条の三の三第三項第一号」を「附則第三十五条の三の四第三項第一号」に改め、同条を付則第十二条の二の七とし、付則第十二条の二の五の次の一条を加える。

（非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の特例）

第十二条の二の六 知事は、非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する個人の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第三十七条の十四第八項の規定の適用があつたときは、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額を第二十條の十三の十八に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、県民税の株式等譲渡所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第二十條第一項第七号、第二十條の十三の

二十一及び第二十條の十三の二十二第一項の規定の適用については、同号中「特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座（以下この号において「非課税口座」という。）及び同法第三十七条の十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座を開設する個人で同法第三十七条の十四第六項に規定する契約不履行等事由が生じたことによる当該非課税口座の廃止（第二十條の十三の二十一及び第二十條の十三の二十二第一項において「非課税口座の廃止」という。）の日」と、第二十條の十三の二十一中「選択口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「非課税口座の廃止の日」と、「に對して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該非課税口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十四第一項に規定する金融商品取引業者等」と、第二十條の十三の二十二第一項中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「非課税口座の廃止の際」と、「年の翌年の一月十日（施行令第九条の二十第一項に定める場合にあつては、施行令で定める日）」とあるのは「月の翌月十日」とする。

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、施行令で定めるところによる。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 福岡県税条例第四条第一項及び第二十條の二十四第二項の改正規定 公布の日
- 二 福岡県税条例付則第五条の五及び第十一条の二の改正規定並びに次条第三項及び第四項の規定 令和十年一月一日
- 三 福岡県税条例第二十條の二十二の二の改正規定 令和十年四月一日
- 四 福岡県税条例第二十條の三十第一項、第二十條の三十二第一項及び付則第八条第八項の改正規定並びに附則第三条第一項、第二項及び第四項の規定 令和十一年四月一日

五 福岡県税条例付則第八条第七項及び第十四項の改正規定並びに附則第三条第三項

の規定　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行の日

六 福岡県税条例第二十條の三十第八項及び第九項の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律附則第一條第二号に規定する政令で定める日

七 福岡県税条例付則第四条の三の改正規定（「第四条第五項第三号」を「第四条第九項第三号」に改める部分に限る。） 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）附則第一条第三号に規定する政令で定める日

八 福岡県税条例例付則第五条の四の改正規定及び同条例例付則第十二条の二の七を同条例例付則第十二条の二の八とし、同条の次に二条を加える改正規定（同条例例付則第十二条の二の七を同条例例付則第十二条の二の八とする部分を除く。）並びに次条第二項及び第五項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の一月一日

九 福岡県税条例付則第八条第十六項の改正規定 医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）附則第一条第三号に規定する政令で定める日

(県民税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の福岡県税条例（以下「新条例」という。）付則第五条の三の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和八年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第十六項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第十六項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第十七項に規定する特例既存住宅及び同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第十七項に規定する特例増改築等をした家屋を含む、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第六項に規定する認定住宅等（同条第十八項の規定により同条第六項に規定する認定

住宅等とみなされる同条第十八項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第二十項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第二十項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第十項に規定する認定住宅等（同条第二十一項の規定により同条第十項に規定する認定住宅等とみなされる同条第二十一項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 前条第八号に掲げる規定による改正後の福岡県税条例付則第五条の四の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第五項において「八号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、八号施行日の属する年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例付則第十一条の二第四項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例付則第十一条の二第一項の土地等の譲渡について適用する。

4 前条第二号に掲げる規定の施行の日から同条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例付則第十一条の二第四項の適用については、同項中「地すべり等防止法」とあるのは「地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）」と、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」とあるのは「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）」と、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」とあるのは「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）」とする。

5 新条例付則第十二条の二の九及び付則第十二条の二の十の規定は、八号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条

新条例第二十條の三十第一項の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新条例第二十條の三十二第一項の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 新条例付則第八條第七項の規定は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 新条例付則第八條第八項の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

福岡県条例第三十五号

地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例（平成二十七年福岡県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県条例第三十六号

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

（福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第一条 福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四十六條に次の一項を加える。

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十九條第十五項に規定する心理担当職員をいう。）又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障がい児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（第一項に規定する保育士をいい、附則第五条、附則第七条又は附則第八條の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第五條中「一人に限って」を「一人に限り」に改め、同条ただし書中「の保育士」の下に「（同条第一項に規定する保育士をいい、同条第三項、附則第七条又は附則第八條の規定により保育士とみなされる者及び第四十六條第三項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）」を加える。

附則第九條中「法第十八條の十八第一項の登録を受けた者をいい」を「第四十六條第一項に規定する保育士をいい、同条第三項」に、「保育士の数（前二條の規定の適用がないものとした場合において第四十六條第二項の規定により算定されるものをいう。）」を「前二條の規定がないものとした場合の第四十六條第二項により算定される保育士の数」に改める。

附則第十二條を附則第十三條とし、附則第十一条を附則第十二條とし、附則第十条を附則第十一条とし、附則第九條の次に次の一條を加える。

第十条 第四十六條第三項及び附則第五條の規定により特定理学療法士等及び同条に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たつて、当該保育所の保育士（第四十六條第三項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

（令和六年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「当分」を「令和十年三月三十一日まで」に、「第四十六条第二項の規定は、適用」を「（次項において「新条例」という。）第四十六条第二項の規定（満三歳以上満四歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、適用」に、「第四十六条第二項の規定は、この」を「（次項において「旧条例」という。）第四十六条第二項の規定（満三歳以上満四歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、この」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、新条例第四十六条第二項の規定（満四歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、旧条例第四十六条第二項の規定（満四歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県条例第三十七号

福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

（福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第一条 福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年福岡県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「三十五人」を「三十人」に改める。

第六条第一項及び第三項の表備考第一号中「指導保育教諭」の下に「、主務保育教諭」を加え、同表備考第四号の次に次の一号を加える。

五 第一号に定める者については、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院に

おいて、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障がい児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第六条第五項第二号中「主幹養護教諭」の下に「、主務養護教諭」を加える。

第十三条及び第十五条の表第五条第一項の項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改める。

附則第五条中「主幹養護教諭」の下に「、主務養護教諭」を加える。

附則第七条第一項中「、第六条第三項の表備考第一号」を「、同表備考第一号」に改める。

附則第八条中「前三条」を「第六条第三項の表備考第五号及び前三条」に、「小学校教諭等免許状所持者」を「特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者」に改める。

附則第十条を附則第十一条とし、附則第九条を附則第十条とし、附則第八条の次に次の一条を加える。

第九条 第六条第三項の表備考第五号及び附則第七条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第一号に定める者（同表備考第五号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（令和六年福岡県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第六条第三項の規定は、適用」を「（次項において「新条例」とい

う。）第六条第三項の規定（満四歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用」に、「第六条第三項の規定は、この」を「（次項において「旧条例」という。）第六条第三項の規定（満四歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和十年三月三十一日までの間、新条例第六条第三項の規定（満三歳以上満四歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、旧条例第六条第三項の規定（満三歳以上満四歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における一学級の園児数については、第一条の規定による改正後の福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第五条第二項の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日まで、なお従前の例によることができる。

福岡県条例第三十八号

福岡県一時保護委託者の登録等の基準に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の二十二第二項の規定に基づき、一時保護委託者の登録等に関する基準（以下「最低基準」という。）について定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において「登録一時保護委託者」とは、一時保護を適正に行うことが

できる者として法第三十三条第一項第一号の規定による知事の登録を受けた者という。
2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第三条 最低基準は、登録一時保護委託者が一時保護を行う施設（以下「登録一時保護委託施設」という。）に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

（登録一時保護委託者の一般原則）

第四条 登録一時保護委託者は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 登録一時保護委託者は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

3 登録一時保護委託者は、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

（児童の権利の制限）

第五条 登録一時保護委託者は、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 登録一時保護委託者は、前項に規定する正当な理由があり、やむを得ず児童の権利を制限する場合は、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

（児童の行動の制限）

第六条 登録一時保護委託者は、施設等により児童の行動を制限してはならない。

（虐待等の禁止）

第七条 登録一時保護委託者の職員（登録一時保護委託者の管理者を含む。以下同じ。）は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（児童対象性暴力等の防止）

第八条 登録一時保護委託者は、法第三十四条の二十二第六項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間

教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（非常災害対策）

第九条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けなければならない。

2 登録一時保護委託者は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練に努める体制を整備しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回、これを行う体制を整備しなければならない。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第十条 登録一時保護委託者は、児童の登録一時保護委託施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認する体制を整備しなければならない。

（児童の権利擁護）

第十一条 登録一時保護委託者は、入所する児童に対し、その意見又は意向（法第三十条の三の三の規定に基づき児童相談所長又は知事が行う意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行う体制を整備しなければならない。

（児童の所持品等）

第十二条 登録一時保護委託者は、入所する児童の所持品等の取扱いについて、次の各号に掲げる要件を満たす体制を整備しなければならない。

- 一 合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止しないこと。
- 二 前号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁

止する場合は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長に相談すること。

三 第一号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童相談所長が、児童に対して、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るために、児童相談所長に協力するよう努めること。

四 児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないような設備に保管すること。

（設備の基準）

第十三条 登録一時保護委託施設の構造設備は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 採光、換気等児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けること。

二 児童の居室、食事をする場、浴室及び便所を設けること。

三 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

四 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。

五 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

六 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第二条第一項に規定する性的指向及び同条第二項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

七 三十人以上を入所させる施設には、医務室及び静養室を設けること。

八 児童の生活の場合は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

（登録一時保護委託者における職員の一般的要件）

第十四条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員について、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受

けた者となるよう、体制を整備しなければならない。

（夜間の職員配置）

第十五条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、夜間、少なくとも職員一人以上を置く体制を整備しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第十六条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設を他の社会福祉施設と併せて設置するときは、必要に応じ当該登録一時保護委託施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所する児童の居室及び登録一時保護委託施設に特有の設備並びに入所する児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

（衛生管理等）

第十七条 登録一時保護委託施設の衛生管理は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 入所する児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずること。
- 二 当該登録一時保護委託施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう努めること。
- 三 入所する児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所する児童を入浴させ、又は清拭しなければならないこと。
- 四 入所する児童に対し清潔な衣服を提供しなければならないこと。ただし、下着は児童の所持するものを使用させ、又は未使用のものを提供すること。
- 五 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならないこと。

（食事）

第十八条 登録一時保護委託施設における入所する児童の食事の提供は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 入所する児童に食事を提供するときは、栄養及び入所する児童の身体的状況を考慮したものでなければならないこと。
- 二 児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならないこと

。

（入所した児童及び職員の健康状態の把握等）

第十九条 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。なお、必要な措置を講ずるに当たり、登録一時保護委託者は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長に相談する体制を整備しなければならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長に報告しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（養護）

第二十条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における養護について、児童に対して安定した生活環境を整えるときに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行う体制を整備しなければならない。

（生活支援、教育及び親子関係再構築支援等）

第二十一条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における生活支援について、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行う体制を整備しなければならない。

2 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における教育について、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行う体制を整備しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支

援その他の教育に必要な支援に関して、児童相談所と協力をして行うよう努める体制を整備しなければならない。

4 登録一時保護委託者は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等に関して、児童相談所と協力をして行うよう努める体制を整備しなければならない。

5 登録一時保護委託者は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努める体制を整備しなければならない。

（登録一時保護委託者内部の規程）

第二十二條 登録一時保護委託者は、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

一 入所する児童の支援に関する事項

二 その他施設の管理についての重要事項

（登録一時保護委託者における記録）

第二十三條 登録一時保護委託者は、入所する児童の処遇の状況について、児童相談所から求められた場合に、その情報を提示することができるように記録する体制を整備しなければならない。

（秘密保持等）

第二十四條 登録一時保護委託者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託者の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第二十五條 知事は、登録一時保護委託施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該登録一時保護委託者の職員以外の者を関与させなければならない。

（暴力団関係者の排除）

第二十六條 登録一時保護委託施設は、その運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならない。

2 登録一時保護委託者の職員は、暴力団関係者であってはならない。

3 前二項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。次号において「暴力団対策法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号及び次号において単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

二 暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配する者

三 福岡県暴力団排除条例（平成二十一年福岡県条例第五十九号）第十五条第二項、

第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例

第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二条の勧告に従わなかった旨を公表

された日から起算して二年を経過しないもの

四 福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により拘禁刑又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの

五 法人でその役員のうちに、第一号、第三号又は前号のいずれかに該当する者があ

るもの

（電磁的記録）

第二十七條 登録一時保護委託者の職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和八年十月一日から施行する。

福岡県条例第三十九号

福岡県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

福岡県国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和五十二年福岡県条例第四十号）の一部

を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第三条、第四条関係）

事業	事業	負担金の額	支払期間（据置期間）	利率
一 代行事業	椎田干拓事業	法第九十条第一項の規定により県が負担する負担金に百分の百を乗じて得た額	二十五年（三年）	六パーセント
二 直轄事業	大和干拓事業	法第九十条第一項の規定により県が負担する負担金に百分の百を乗じて得た額	二十五年（三年）	六パーセント
三 広域かんがい排水事業	筑後川下流かんがい排水事業	当該事業に要した経費に百分の十三・三三を乗じて得た額	十七年（二年）	五パーセント
	筑後川中流かんがい排水事業	当該事業に要した経費に百分の十三・三三を乗じて得た額	十七年（二年）	五パーセント
	筑後川中流施設機能保全事業	当該事業に要した経費に百分の十一・一一を乗じて得た額	十七年（二年）	一・七パーセント

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県条例第四十号

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県建築都市関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十九号）の一部を次のよ

うに改正する。

第四条中「及び五七の項」を「、五七の項、八〇の三の項、八〇の四の項及び八三の項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県条例第四十一号

福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福岡県建築基準法施行条例（昭和四十六年福岡県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「造つた」を「造ることその他これに準ずる措置が講じられた」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県条例第四十二号

福岡県立学校授業料等徴収条例及び福岡県立高等学校通信教育入学料及び

受講料条例の一部を改正する条例

（福岡県立学校授業料等徴収条例の一部改正）

第一条 福岡県立学校授業料等徴収条例（昭和二十七年福岡県条例第十四号）の一部を

次のように改正する。

第三条第四項中「又は同法第十七条の規定による届出」を削る。

（福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例の一部改正）

第二条 福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例（昭和三十四年福岡県条例第

二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第五項中「又は同法第十七条の規定による届出」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県条例第四十三号

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の表前条第十六号に掲げる作業に従事する場合の項中「二千百六十円」を「二千八百八十円」に改める。

付則第二項中「二千百六十円」を「二千八百八十円」に、「四万三千二百四十円」を「四万四千三百二十円」に改める。

付則第三項中「二千百六十円」を「二千八百八十円」に、「三千二百四十円」を「四千三百二十円」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（手当の内払）

2 この条例の施行前に、改正前の福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、令和八年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

（特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の一部改正）

3 特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例（平成二十九年福岡県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「二千百六十円」を「二千八百八十円」に、「三千二百四十円」を「四千三百二十円」に改める。